

千葉県議会議員一般選挙緑区選挙区選挙長告示第1号

令和5年4月9日執行の千葉県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項、第4項又は第5項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和5年3月31日

千葉県議会議員一般選挙緑区選挙区選挙長 小峰 敏和

区 分	場 所	日 時
公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項の規定によるくじ	千葉県緑区役所内 千葉県緑区選挙管理委員会室	4月6日 午後5時15分
公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項の規定によるくじ	千葉県緑区役所内 千葉県緑区選挙管理委員会室	4月6日 午後5時20分
公職選挙法第76条において準用する同法第62条第5項の規定によるくじ	千葉県緑区役所内 千葉県緑区選挙管理委員会室	事実発生の都度